

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大隅 毅
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【電話番号】	東京 03(5646)7221
【事務連絡者氏名】	上級執行役員総務部長 工藤 慎二
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【電話番号】	東京 03(5646)7221
【事務連絡者氏名】	上級執行役員総務部長 工藤 慎二
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 澁澤倉庫株式会社 東京支店千葉港営業所 (千葉市中央区中央港二丁目4番3号) 澁澤倉庫株式会社 北関東支店 (さいたま市北区大成町四丁目914番地1) 澁澤倉庫株式会社 中部支店 (愛知県小牧市入鹿出新田822番地) 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市港区築港四丁目1番11号) 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 (神戸市中央区港島一丁目5番地8) 澁澤倉庫株式会社 中国・九州支店 (福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目9番26号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の中国・九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社の第170期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 6円

(うち、普通配当4円、創業120周年記念配当2円)

配当総額 456,150,450円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに号数の繰下げを行う(第2条)。

当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合の割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を2億4,000万株から4,800万株に変更する(第6条、第7条)。

上記の変更について、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとする旨の附則を設け、同日経過後、これを削るものとする(附則第1条)。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、今井恵一、大隅毅、柏原治樹、真鍋雅信、和田康政、増田裕宣、笠原伸次、齋藤秀一、松本伸也および坪井鈴兒の10氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	60,735	120	0	(注)1	99.71	可
第2号議案	60,736	119	0	(注)2	99.71	可
第3号議案	60,742	113	0	(注)2	99.72	可
第4号議案						
今井 恵一	59,352	1,503	0	(注)3	97.44	可
大隅 毅	59,752	1,103	0		98.09	可
柏原 治樹	59,947	908	0		98.41	可
真鍋 雅信	60,287	568	0		98.97	可
和田 康政	60,317	538	0		99.02	可
増田 裕宣	60,317	538	0		99.02	可
笠原 伸次	60,023	832	0		98.54	可
齋藤 秀一	60,023	832	0		98.54	可
松本 伸也	60,429	486	0		99.20	可
坪井 鈴兒	60,120	735	0		98.70	可

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認がとれない議決権の数は加算しておりません。

以上